



## 国民健康保険

### 届け出が遅れると思わぬ負担が

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。これは、本人の意思にかかわらず、医療機関にかからなくても加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険税は、加入義務の生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去の分から一度にまとめて納めることになり、負担となります。

加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようにしましょう。就職などでほかの健康保険に加入し、国保の資格がなくなった



にもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受けると、後日その医療費を国保に返還しなければなりません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

#### こんなときは14日以内に届け出を

| 事由    | 届け出に必要なもの                |
|-------|--------------------------|
| 国保に加入 | ほかの市区町村から転入してきたとき        |
|       | ほかの健康保険をやめたとき            |
|       | 子どもが生まれたとき               |
|       | 生活保護を受けなくなったとき           |
|       | 外国籍の人が加入するとき             |
| 国保を脱退 | ほかの市区町村へ転出するとき           |
|       | ほかの健康保険に加入したとき           |
|       | 国保被保険者が死亡したとき            |
|       | 生活保護を受けるようになったとき         |
| そのほか  | 住所、世帯主、氏名が変わったとき         |
|       | 世帯が分離、または合併したとき          |
|       | 保険証をなくした、または汚れて使えなくなったとき |

\*1 官公署が交付した、本人であることを確認できる写真付きの書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

\*2 マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書など



## 国民年金

### 4月から保険料が変わります

国民年金の保険料が4月から1万6,260円に変わります。

4月に納付書を日本年金機構から郵送します。現金払いでの前納を希望する人は、5月2日(月)までに最寄りの金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。

4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

#### 学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が免除される「学生納付特例制度」があります。

承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期

間に算入されますが、年金額には反映されません。受け取る年金額を補うため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」もあります。

日本年金機構から、申請書(はがき)が届いた人は、学校などの変更がない場合は、必要事項を書いて返送してください。

そのほかの人は、年金手帳(持っている人)、学生証の写し(有効期限が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。

特例制度を利用するための申請は、毎年必要ですので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。



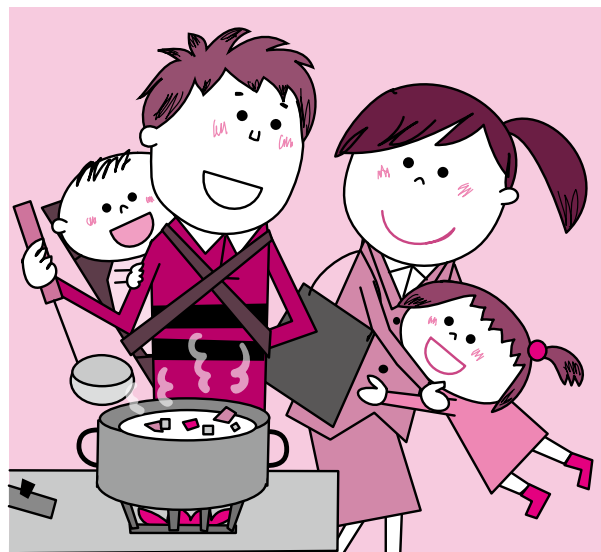
## 男女共同参画の視点

### 見直しましょう 性別による役割意識

性別による役割意識とは、「男は仕事、女は家庭」というような、家庭・職場などあらゆる場面で、男女の役割を固定的に考えることをいいます。

例えば、男性に対して「男は弱音を吐くものではない」「外で働いて家族を養うことは男の役目」、女性に対して「家事・育児は女の仕事」「仕事は一生続けなくてもよい」などのイメージを持っていませんか。このような固定観念により、男性は仕事を優先して、家庭や自分自身のための時間が持てていないかもしれません。女性は働きたくても働くことを諦めたり、家事や育児の重圧に苦しんだりしているかもしれません。

平成27年に行われた男女共同参画に関する市民意識調査では、「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等だ」と回答した人の割合は、わずか11%でした。



誰もが性別にとらわれずに自由に生きていける社会を実現するため、性別による決めつけをなくすことを心掛けましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

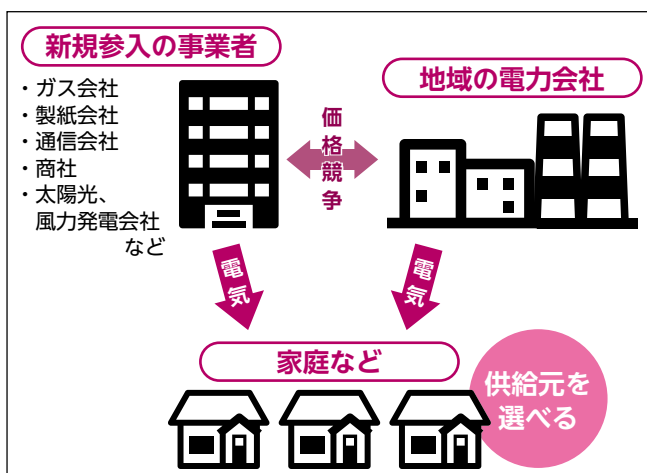


## 消費生活相談Q&A

### 電力の小売全面自由化スタート よく理解して契約を

**Q** 先日、知らない事業者から電話があり、「電力の自由化に伴い、当社と契約すれば電気代が安くなります」と言われました。信用しても大丈夫でしょうか。

**A** 「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービスとのセットによる値引きになっていないか、契約期間が長期になっていないか、解約時に違約金が発生しないかなど、よく確認しまし



う。

4月1日より、電力の小売全面自由化が始まりました。これまでは、地域の電力会社から電気の供給を受けていましたが、今回の自由化により、さまざまな業種や業態の事業者から契約先を選択できます。これに便乗したトラブルに遭わないため、次のことに気を付けましょう。

- 小売電気事業者は登録制になっています。登録されている事業者かどうか、自分の居住地域が当該事業者の供給地域になっているか確認しましょう。登録小売電気事業者一覧は、資源エネルギー庁のホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp>)で確認できます
- 電力の自由化を口実に、太陽光発電システムやプロパンガス、蓄電池などの勧誘が行われています。必要性をよく検討しましょう
- 訪問販売または電話勧誘販売で小売電気事業者と契約を結んだ場合、8日以内であれば、クーリングオフが可能です
- 慌てて契約する必要はありません。切り替え契約をしない場合は現在の電力会社から電気が供給されます

電力の小売全面自由化の制度や登録小売電気事業者などについての問い合わせは、資源エネルギー庁のコールセンター(☎0570-028-555、平日の午前9時～午後6時)、契約に関するトラブルなどの相談は、電力取引監視等委員会相談窓口(☎03-3501-5725、平日の午前9時30分～正午、午後1時～6時30分)へ電話してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。